

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十四号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成十年十一月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第一号様式の二中「~~第10条第3項~~」を「~~第10条第4項~~」に改める。

附 則

この規則は、令和三年六月九日から施行する。